

# 特定非営利活動法人 イコール 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人イコールという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市豊平区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、どんなに重いしょうがいを持った人も一人の人間として、何者に対しても対等な権利と義務及び尊厳とを持って、安心して生活できる地域社会をつくるために必要な事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における地域生活支援事業
- ③ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ④ 私的契約による介護サービス事業
- ⑤ 福祉に関する人材養成事業
- ⑥ しょうがい者の自立に関する相談等支援事業
- ⑦ 社会福祉に貢献する事業

(2) その他の事業

物品の販売事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会において議決権を有する個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体  
(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

3. 理事長は、入会申込者がこの法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

4. 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上12人以内。

(2) 監事 1人以上2人以内。

2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出し、選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の規定及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第 5 章 会議

(種別)

第 21 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 23 条 理事会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 入会金及び会費の額

(3) 役員の職務及び報酬

(4) 総会に付すべき事項

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他この法人の運営に関する必要な事項

2. 総会は、特定非営利活動促進法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
3. 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めた場合。
  - (2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合。
  - (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の 2 週間前までに発して行わなければならない。
3. 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面またはファックス、E-mail をもって、開会日の 1 週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。
4. 前条第 2 項第 1 号及び第 2 号または第 3 項第 2 号及び第 3 号の請求があった場合、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(運営方法)

第 26 条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第 27 条 総会及び理事会は、構成員総数の 2 分の 1 以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項

とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

4. 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。
5. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
6. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
7. 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
8. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(書面等による議決)

第30条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及び収益事業に係わる資産の2種とする。

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 34 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 35 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及び収益事業に係わる会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、その翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

2. 事業計画及び支出の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

(経費の支弁)

第 39 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(臨機の措置)

第 40 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 41 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 42 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、ホームページに掲載してこれを行う。

## 第9章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤井 雅之
副理事長	坂内 洋士
理事	高橋 真理子
理事	小熊 広道
理事	原山 智之
理事	保木 一将
理事	赤羽 淳生
理事	二津 大之
監事	松川 敏道

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、成立の日から平成

17年3月31日までとする。

5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員＝入会金0円、年会費 2000円
  - (2) 賛助会員＝入会金0円、年会費 2000円
7. この定款は、平成17年9月27日から施行する。
8. この定款は、平成18年12月26日から施行する。
9. この定款は、平成22年9月15日から施行する。
10. この定款は、平成25年9月5日から施行する。
11. この定款は、2026年 月 日から施行する。

2026年度 事業活動計画書  
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 イコール

1 事業実施の方針

- (1) サービス提供責任者と各従業員による個別面談を行う
- (2) 広報は年度内2回発行する
- (3) 管理職のマネジメント研修を行う
- (4) 介護事業部門の拡大と安定を図る
- (5) スタッフ同士の親睦を深め、組織の結束を強化する

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービス事業	障害者総合支援法における居宅介護事業	随時	札幌市内	21名	札幌市内の介護給付を受給されている方 9名	139,647
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における地域生活支援事業	障害者総合支援法における地域生活支援事業	休止	休止	0名	札幌市内の介護給付を受給されている方 0名	0
介護保険法に基づく居宅サービス事業	介護保険における居宅サービス事業	廃止	廃止	0名	0名	0
私的契約による介護サービス事業	私費による事業	随時	札幌市内	21名	札幌市内の介護の必要な方 9名	50
福祉に関する人材養成事業	ボランティア、介護従事者への介護講習会や勉強会、資格養成等事業	年2回	北海道内	2名	介護やボランティアに関心のある方	0
しょうがい者の自立に関する相談等支援事業	しょうがい者のさまざまな相談やお手伝いをする事業	年5回	全国	1名	しょうがい当事者と、その問題に関っている方	0
社会福祉に貢献する事業	社会的弱者の人権を回復すると共に、尊重、支援し地域における社会福祉の充実に貢献する事業	年20回	全国	2名	地域住民や各種学校及び行政機関等 社会全般	0

(2) その他の事業

予定なし

# 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人イコール

科 目	金 額 (単位:円)	
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		34,000
2 受取寄付金		14,890
3 受取助成金		2,600,000
4 事業収益		
介護給付費収益	155,000,000	
利用者負担金	50,000	155,050,000
5 その他収益		
受取利息	95,000	
雑収益	0	95,000
<b>経常収益合計</b>		<b>157,793,890</b>
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	116,073,000	
通勤費	1,400,000	
法定福利費	20,000,000	
福利厚生費	300,000	
人件費計	<b>137,773,000</b>	
(2)その他経費		
会議費	15,000	
旅費交通費	150,000	
通信運搬費	270,000	
消耗品費	400,000	
地代家賃	600,000	
保険料	380,000	
水道光熱費	12,000	
研修費	54,000	
支払手数料	40,000	
雑費	3,500	
その他経費計	<b>1,924,500</b>	
<b>事業費計</b>		<b>139,697,500</b>
2 管理費		
(1)人件費		
給料手当	3,100,000	
役員報酬	96,000	
通勤費	72,000	
福利厚生費	9,000	
人件費計	<b>3,277,000</b>	

(2)その他経費			
会議費	12,000		
旅費交通費	3,000		
接待交際費	15,000		
広告宣伝費	700,000		
消耗品費	100,000		
事務消耗品費	150,000		
地代家賃	2,600,000		
新聞図書費	2,000		
水道光熱費	450,000		
リース料	330,000		
租税公課	600		
諸会費	40,000		
支払手数料	600,000		
減価償却費	200,000		
雑費	50,000		
その他経費計	5,252,600		
管理費計		8,529,600	
経常費用合計			148,227,100
当期経常増減額			9,566,790
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
雑損失		5,000	
経常外費用計			5,000
税引前当期正味財産増減額			9,561,790
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			9,491,790
前期繰越正味財産額			72,609,314
次期繰越正味財産額			82,101,104

## 2027年度 事業活動計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 イコール

### 1 事業実施の方針

- (1) サービス提供責任者と各従業員による個別面談を行う
- (2) 広報は年度内2回発行する
- (3) 管理職のマネジメント研修を行う
- (4) 介護事業部門の拡大と安定を図る
- (5) スタッフ同士の親睦を深め、組織の結束を強化する

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービス事業	障害者総合支援法における居宅介護事業	随時	札幌市内	21名	札幌市内の介護給付を受給されている方 9名	139,647
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における地域生活支援事業	障害者総合支援法における地域生活支援事業	休止	休止	0名	札幌市内の介護給付を受給されている方 0名	0
介護保険法に基づく居宅サービス事業	介護保険における居宅サービス事業	廃止	廃止	0名	0名	0
私的契約による介護サービス事業	私費による事業	随時	札幌市内	21名	札幌市内の介護の必要な方 9名	50
福祉に関する人材養成事業	ボランティア、介護従事者への介護講習会や勉強会、資格養成等事業	年2回	北海道内	2名	介護やボランティアに関心のある方	0
しょうがい者の自立に関する相談等支援事業	しょうがい者のさまざまな相談やお手伝いをする事業	年5回	全国	1名	しょうがい当事者と、その問題に関っている方	0
社会福祉に貢献する事業	社会的弱者の人権を回復すると共に、尊重、支援し地域における社会福祉の充実に貢献する事業	年20回	全国	2名	地域住民や各種学校及び行政機関等 社会全般	0

#### (2) その他の事業

予定なし

活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人イコール

科 目	金 額 (単位:円)	
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		34,000
2 受取寄付金		14,890
3 受取助成金		2,600,000
4 事業収益		
介護給付費収益	155,000,000	
利用者負担金	50,000	155,050,000
5 その他収益		
受取利息	95,000	
雑収益	0	95,000
経常収益合計		157,793,890
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	116,073,000	
通勤費	1,400,000	
法定福利費	20,000,000	
福利厚生費	300,000	
人件費計	137,773,000	
(2)その他経費		
会議費	15,000	
旅費交通費	150,000	
通信運搬費	270,000	
消耗品費	400,000	
地代家賃	600,000	
保険料	380,000	
水道光熱費	12,000	
研修費	54,000	
支払手数料	40,000	
雑費	3,500	
その他経費計	1,924,500	
事業費計		139,697,500
2 管理費		
(1)人件費		
給料手当	3,100,000	
役員報酬	96,000	
通勤費	72,000	
福利厚生費	9,000	
人件費計	3,277,000	

(2)その他経費			
会議費	12,000		
旅費交通費	3,000		
接待交際費	15,000		
広告宣伝費	700,000		
消耗品費	100,000		
事務消耗品費	150,000		
地代家賃	2,600,000		
新聞図書費	2,000		
水道光熱費	450,000		
リース料	330,000		
租税公課	600		
諸会費	40,000		
支払手数料	600,000		
減価償却費	200,000		
雑費	50,000		
その他経費計	5,252,600		
管理費計		8,529,600	
経常費用合計			148,227,100
当期経常増減額			9,566,790
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
雑損失		5,000	
経常外費用計			5,000
税引前当期正味財産増減額			9,561,790
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			9,491,790
前期繰越正味財産額			82,101,104
次期繰越正味財産額			91,592,894